

## 平成22年度 第2回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成23年3月25日（金）午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員（以上学識経験者）、戸田久晶委員、谷崎正明委員、尾野康雄委員、熊沢直紀委員（以上町会議員）、北川昌宏委員（代理出席：近藤尾張県民事務所次長）、川崎昭弘委員（愛知県尾張建設事務所長）  
（欠席）小坂芳則委員、田中喜裕委員（西枇杷島警察署課長）  
（豊山町）鈴木町長、坪井部長、長谷川課長、飯塚補佐、高桑係長、早川主査、高瀬主事
- 4 議題 （1）議案第1号 名古屋都市計画準防火地域の変更について
- 5 会議資料 （1）平成22年度第2回豊山町都市計画審議会議案  
（2）平成22年度第2回豊山町都市計画審議会参考資料  
（3）下水道事業（参考資料No. 1）
- 6 議事内容

（開 会）

司 会： おはようございます。ただ今より、平成22年度第2回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では、次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」として確認させていただいております。

司 会： はじめに会長よりご挨拶をいただきます。

（会長あいさつ）

会 長： 改めましておはようございます。平成22年度第2回豊山町都市計画審議会を開催いたしましたところ、皆様年度末の大変お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

桜のつぼみもよく膨らんできました。自然はそういった優しい面もありますが、一方大変過酷な反面もございます。空前絶後の大災害がこのたび発生いたしまして、今日の新聞報道を見ておりますと、亡くなられた方が約9千人、行方不明者が約1万8千人、合わせて2万7千人以上の方がまだ見つか

っていないというような状況でございます。そして、25万人以上の方が避難所生活をしているとのことに加えて、原子力の放射能漏れということもございまして、本当に被災地のほうは難儀をしてみえるということもございまして、本日もご列席の皆様方は、様々な分野でご活躍の方ばかりでございますので色々な場所で黙祷等ささげてみえると思いますが、この都市計画審議会でも亡くなられた方のご冥福を、また一日も早い発見、そして一日も早い復興を願って、黙祷をささげたいと存じますが、もしご賛同いただけましたら、ご起立願います。

－全員起立－

ありがとうございます。それでは、黙祷をささげたいと思います。

「黙祷はじめ」

－黙祷－

ありがとうございました。お座りください。

本日の議案でございますが、「名古屋都市計画準防火地域の変更について」町より付議されておりますので、お諮りするものです。

また、前回の都市計画審議会でお諮りしました都市計画変更案件の手続き結果と、下水道事業についての報告がありますのでよろしくお願い致します。

司 会： ありがとうございます。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、年度末で皆様大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

今、会長様からお話もありました、3月11日に発生いたしました東日本の大震災、福島第一原発事故から2週間が経ちました。9,804人の方が亡くなり、行方不明の方が17,549人となっております。ご冥福をお祈りしたいと思います。本町も義援金、あるいは物資を町民の皆様からのご支援をたまわり、送っているところでございます。ぜひともあたたかいご援助をいただけたらと思います。

さて、本日の議題といたしましては、町決定の都市計画変更1件を付議させていただきます。

その他事項としまして、前回、7月22日の審議会でご審議いただきました案件の手続き結果についてご報告させていただきますのでよろしくお願い致します。

司 会： ありがとうございます。本日、小坂芳則委員より、所用のため欠席の連絡をいただいております。また、西枇杷島警察署長田中喜裕委員より、急用のため欠席させていただくとの連絡が入りましたのでご報告させていただきます。そして、尾張県民事務所長の北川昌宏委員の代理として近藤勝彦次長様に出席いただいております。

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

当審議会の議長は会長が務めていただくことになっておりますので、議事の進行につきましてはよろしく申し上げます。

(議事)

会 長： それでは、これより私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。さっそく議事に入ります。

本日ご審議いただきますのは、お手元に配布しております議案書にございますように、付議の1議案でございます。

本日の議事が円滑に進行しますよう皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。

議案第1号「名古屋都市計画準防火地域の変更について」事務局より説明をお願いします。

(議案第1号：名古屋都市計画準防火地域の変更について説明)

事務局： 議案第1号「名古屋都市計画準防火地域の変更について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画準防火地域の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いするものです。よろしくお願いいたします。

議案書により、順次ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

準防火地域に、昨年12月24日付けの県告示により近隣商業地域として市街化区域へ編入されたエアポートウォーク名古屋の区域約11haを新たに準防火地域として指定するものです。これにより、全体で約33haについて準防火地域となります。

4ページはこの都市計画の変更の理由を示したものです。

読み上げさせていただきます。「用途地域が新たに近隣商業地域に定められた区域について、準防火地域を指定することにより、建築物の防火対策を強化し、都市の防災安全性の向上を図るため、準防火地域を変更するものである。」

5ページには町内の準防火地域の場所を示した総括図であり、6ページは計画図となっております。

準防火地域の指定に際しては、愛知県の地域地区の基準として、原則とし

て近隣商業地域には防火地域又は準防火地域を指定することが望ましいとしております。また、本町の近隣商業地域は全て準防火地域を指定しております。

今回、ご審議いただく内容につきましては、本来は、市街化区域編入及び用途指定と同時に準防火地域の指定を行うことが適切であったわけですが、その際に準防火指定の手続きが漏れておりましたので、急遽、ご提案したものでございます。なお、愛知県には既に事前協議を行い、一定の事務につきましては進めさせてもらっております。

準防火地域へ指定されると、その効果としましては、①4階以上の建築物又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物としなければならない。②3階以上の建築物又は500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火又は準耐火建築物としなければならない。③木造建築物は外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないというものであります。

現状、エアポートウォーク名古屋の区域内の建築物は大規模集客施設でありますので、建築基準法第21条、第27条により、既に耐火構造の建築物となっております。今回準防火地域へと指定したとしても、規制強化による問題の発生はございません。また、当該地域の土地の所有者、関係者への説明は終了しております。

この都市計画の案につきましては、3月1日から3月15日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者1名ありましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で、「名古屋都市計画準防火地域の変更について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

会長：質問もないようですので、議案第1号の「名古屋都市計画準防火地域の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会長：ありがとうございます。議案第1号「名古屋都市計画準防火地域の変更について」は原案のとおり可決をいたしました。

(その他)

会長：続きまして、次第の4「その他」に入ります。事務局より説明をお願いします。

参考資料「第5回市街化区域及び市街化調整区域の見直し」及び参考資料NO.1「下水道事業」について説明をお願いします。

(参考資料：第5回市街化区域及び市街化調整区域の見直しについて説明)

事務局： 「第5回市街化区域及び市街化調整区域の見直し」の結果についてご報告いたします。

参考資料により順次説明してまいりますので、別冊の参考資料をご覧ください。

1ページから7ページは、区域区分いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引き結果です。

6ページ、7ページをご覧ください。

本町が要望しておりました三菱重工小牧南工場敷地、約3ha、エアポートウォーク名古屋が立地している約11ha、その隣接する調整池の区域、約1haの合計約15haが市街化区域へ編入されました。

その、告示日は平成22年12月24日でございます。

8ページから16ページは、用途地域の変更についての結果です。

市街化区域への編入により、当該地域の用途地域を新たに定めなければなりません。

14ページ、三菱重工小牧南工場敷地は「工業地域」、15ページ、エアポートウォーク名古屋が立地している区域は「近隣商業地域」、その隣接する調整池の区域は「第一種住居地域」として、新たに用途地域が定められました。

また、16ページ、国道41号大山川以北の国道41号沿道青山地区につきましては、準住居地域へ変更されました。

その、告示日は平成22年12月24日でございます。

17ページから22ページは、町が決定した特別用途地区の変更結果です。

対象の区域は、工業地域として市街化区域へ編入された三菱重工小牧南工場敷地について、工業系の土地利用の利便性の増進を図るため、住宅及び風俗施設等の建設を制限するため特別用途地区を拡大したものです。

18ページには都市計画の内容を、21ページは東川地区の計画区域を22ページには松ノ木島地区の計画区域を示しております。

告示日は平成22年12月24日でございます。また、同日「豊山町特別用途地区建築条例」も施行しました。

23ページから27ページは、町が決定した豊山町公共下水道の変更結果です。

変更の内容は、市街化区域に編入された15haについて新たに下水道を整備し、都市の健全な発展に寄与するために排水区域として追加するとの内容となっております。

告示日は平成22年12月24日でございます。

28ページから33ページは町が決定した名古屋空港周辺林先地区計画の変更結果です。

エアポートウォーク名古屋が立地している地域を、今後も継続して、地域振興に貢献し、地域の活力をけん引する広域交流拠点の形成に向けた土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更したものです。

29・30ページには都市計画の内容を、33ページには林先地区計画の計画区域を示しております。

告示日は平成22年12月24日でございます。また、同日「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」も施行しました。

第5回市街化区域及び市街化調整区域の見直し（いわゆる線引き総見直し）に関わる手続きは終了いたしました。

以上、簡単ですが、参考資料の「第5回市街化区域及び市街化調整区域の見直し」の結果についての説明とさせていただきます。

(下水道事業説明)

事務局： 続きまして、下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.1をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

前回審議いただきました区域区分の見直し、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画等に合わせて計画区域の見直しを行い、約400haに変更しております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

平成13年10月に豊場南部地区約90haを整備することで事業認可を受け、平成18年4月に約56haを追加する事業認可の変更を行いました。が、事業認可区域内の整備が進捗してきておりますので、現在事業認可の変更手続きを行っております。

下水道の整備については、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始を行い、現在は黄色で着色してあります区域約120haについて供用しております。

また、緑色で着色してあります区域約14haについては、今年度整備を行いましたので平成23年3月31日付けで供用開始する予定です。

今後は、赤色で着色してあります区域約12haについて、平成23年度末の整備完了を目指し進めてまいります。

以上で参考資料No.1「下水道事業」の説明とさせていただきます。

会長： 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

A委員： 供用開始区域ではどれくらいの方が下水道を利用しているのですか。

事務局： 供用開始しているエリアにおきまして、その区域の人口が5,873人、そのうち下水道を利用している人は3,287人、割合としては56%となり、半分以上の方にご利用いただいているという形になっています。この数は2月28日現在のものとなっております。

A委員： 融資制度を利用した件数はどれくらいあるのですか。

事務局： 下水道に切り替えるにあたって多額の費用がかかります。町ではそれにかかる費用の融資の斡旋を行っております。

また、その融資の際にかけられる利息分を町が補助するという制度を設けております。現在までの3年間で5名の方が制度を利用していっぱいいます。

また、雨水貯留の対応ということで、不要となった浄化槽に雨水をためるようにする処置にかかる費用を補助する制度を設けております。この利用者は合計28件になっています。

A 委員： 制度ではどれくらいの補助をしてくれるのですか。

事務局： 制度では5～10人槽以下の浄化槽の場合、事業費の5分の4を補助額としており、25万円を限度としております。なお、5人槽の浄化槽を雨水転用に切り替えると事業費が約30万円かかります。簡単ではございますが、以上です。

会長： ありがとうございました。他に質問はございませんか。

会長： 質問もないようですので、これで終了とさせていただきます。  
長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございました。皆さんのおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

司会： 会長さんはじめ委員の皆さん、どうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。  
町民の皆様のご協力を頂き、魅力ある豊山町の実現に向け努力していきたいと考えております。  
本日ご審議いただきました事案につきましては、精力的に進めて参りますので今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

司会： ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成22年度第2回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成23年4月4日

会長 池山武志

署名人 高桑峯夫